

別紙

答申

DCMニコット羅臼店

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

羅臼町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。